

令和元年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和元年9月19日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第115号 市道路線の認定について
議第116号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第117号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について
議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第130号 平成30年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第131号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第132号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第133号 平成30年度村上市水道事業会計決算認定について
- 4 出席委員（6名）

1番	川崎健二君	2番	山田勉君
3番	本間善和君	5番	小林重平君
7番	小田信人君	8番	川村敏晴君
- 5 欠席委員（2名）

4番	竹内喜代嗣君	6番	大滝久志君
----	--------	----	-------
- 6 委員外議員

小杉武仁君	河村幸雄君	稲葉久美子君
渡辺昌君	鈴木いせ子君	高田晃君
大滝国吉君		
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
建設課長	伊与部善久君
同課整備室長	須貝民雄君（課長補佐）
同課管理室長	風間貴志君（課長補佐）
同課管理室係長	矢部和貴君
同課日沿道対策室長	高橋和憲君（課長補佐）
都市計画課長	山田知行君
同課建築住宅室長	浅野宏君（課長補佐）
同課都市政策室長	大西敏君（課長補佐）
下水道課長	志村悟君

同課工事係副参事	小田康隆君
同課管理業務室長	小林精司君(課長補佐)
同課管理業務室副参事	渡辺貴志君
同課管理業務室係長	鈴木将利君
水道局長	山田広良君
同局参事	今井雅仁君
同局次長	東敏之君(課長補佐)
同局工事係副参事	菅原和英君
同局管理業務室副参事	長谷部淳君
同局管理業務室副参事	齋藤貴樹君
村上支所村上水道事務所長	加藤権治郎君(課長補佐)
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	瀬賀豪君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
同課建設管理室長	鈴木健次君(課長補佐)
山北支所産業建設課長	加藤泰君
同課産業観光室長	森山治人君(課長補佐)

10 議会事務局職員

局長	小林政一
副参事	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長(川村敏晴君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第2 議第115号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長

おはようございます。建設課である。よろしくお願ひいたす。それでは、議第115号市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、村上市山居町1丁目地内の1路線について、道路の所有者より用地寄附申し込みとあわせて市道路線の認定の申請があり、市道認定要件にも合致いたすことから、このたび市道路線の認定をお願いするものである。なお、市道路線認定における起終点位置、幅員、延長については、議件書の別記に記載のとおりだが、幅員が6メートルで、延長が53メートルとなっている。それでは、議件書の市道路線認定説明図をごらんください。今回認定お願ひいたす路線は、ごらんいただいている説明図に示す箇所となるが、県道村上神林線側を起点として、山居3号排水路との交点を終点とする路線となっている。なお、図面の黒丸位置が起点であり、矢印位置が終点となる。簡単ではあるが、説明については以上である。

(質疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第115号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第116号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（水道局長 山田広良君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長 それでは、議第116号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の改善を図り、指定給水装置工事事業者の支出が継続して保持されるよう指定の有効期間が新たに設けられた。5年ごとの更新制度が導入されている。導入に伴い、条例第29条において指定給水工事事業者の更新事務に係る手数料を定め、あわせて給水工事装置事業者の新規指定事務に係る手数料を定めるものである。新旧対照表については、資料の12から15ページをごらんください。これにより、第30条以降を1条ずつ繰り下げている。また、新たに設けた給水装置工事事業者の手数料について、水道料金と同様に条例第30条の減免、条例第31条の債権放棄及び39条の科料の対象とするものである。条例第7条及び第33条では、指定工事事業者を水道法でうたわれている指定給水工事事業者に改めるとともに、条例第33条では水道法施行令の改正に伴い、第5条を第6条に改めるものである。施行期間は、水道法の一部改正の施行日に合わせ、令和元年10月1日である。以上である。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第116号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第117号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第117号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結についてをご説明いたします。本協定は、平成10年に供用開始し、老朽化が進む村上浄化センター村上系管理機械棟の改築更新工事を委託するもので、令和元年7月24日に日本下水道事業団と契約金額3億2,100万円で仮協定を締結したものである。工事の内容といたしては、令和元年度及び令和2年度の2カ年で耐震化を含む建築工事、建築機械設備工事、建築電気工事を実施するものである。既設の

施設を稼働させながら各種工事を行うため、監督管理、それから工程調整など非常に高度な専門的知識と技術、経験が必要な上、これらの多岐にわたる業務を調整しながら遂行する必要があることから、同様の業務実績も十分ある日本下水道事業団に対して工事の発注及び管理業務、またそれらに関係する事務を委託するものである。説明は以上である。

(質 疑)

本間 善和

課長、公共下水道なものだから、ちょっとお伺いしたいのだけれども、多分補助の対象となると思うのだけれども、建築並びに機械設備とかという格好で、工種がいろいろな工種入っているけれども、国庫補助率はどういう関係になっているのか。

下水道課長

補助率は、建築部分とそれから水処理部分によって、その部分によって違って、基本的には50%だが、水処理部分については55%の補助率になる。

小林 重平

いつも問題になるのだけれども、高度な技術を要するというので日本下水道事業団をお願いするのは、やっぱり補助の関係なのか。

下水道課長

補助の関係というよりは、例えば電気、機械工事となるとなかなか職員の中にその専門的な知識を持った者がいないものだから、その工事が本当に適正に進んでいるのかどうかという部分がやはりちょっと職員では監督し切れないという部分もあるし、また施設を動かしながらやるものだから、ちょっとやり方を間違えるとその処理場がとまってしまうという危険も考えられる。そういうリスク等いろいろ考える中で、経験豊富なこの事業団をお願いするのが適正ではないかということでそういうふう考えた。

小林 重平

副市長にお伺いするけれども、いつもこうなのだよ。市の職員では無理だから、こちらのほうにお願いすると。とするならば、今後そういう職員を育成するというのも大事なことでなかろうかと私は思うのだ。いつも、いつも課長が答えているけれども、これひもつきなのだ、はっきり言って。それは悪いと言わないが、やはり職員がこの監督能力ある人を育てるのも、理事者側の大事な職務だと思うが、いかがか。

副 市 長

まず、今回のこのケースについては、今課長から説明申し上げたように、大変高度な専門的な知識が必要だということで、ごらんのような提案をさせていただいている。なおまた、日本下水道事業団とは、他の全体業務の中で市との協定も結んでいるというようなこともあって、大変信頼できる事業団かなというふうにも思っている。なおまた、委員ご指摘のように、職員の中でそういった技術、知識を持つ者を育成することも重要なのではないかなというご指摘も、そのとおりにかなというふう思うので、今後職員の採用等に当たっては、十分その点を踏まえて進めていきたいというふう思う。

小林 重平

ぜひ、私指導を受けるのはいいのだけれども、今言ったように、これはもう毎回なのだ。いつもそういう答弁になっているのだ。悪いとは言わない。だから、今言うように、ぜひ職員にその技術を身につけていただくように努力していただきたいということをお願いしておきたいと思う。以上である。

本間 善和

ちょっと関連するのだけれども、今の質問に。課長、日本下水道事業団に研修というのは制度もあるわけだけれども、管渠は管渠、処理場は処理場、はっきり言えば機械は機械、電気は電気という工程での研修期間というか、項目で、科目であるのだけれども、職員のことを最近やっているか。

下水道課長 事業団の研修に関しては、毎年1名もしくは2名程度になるのだが、研修のほうに参加させていただいている。

本間 善和 その研修というのは、例えば日本下水道事業団の、埼玉にあるわけだけれども、その研修所に1カ月行ってくるとか2カ月行ってくる、そういう研修のことを意味しているか。

下水道課長 おっしゃるとおり、昨年の場合だとたしか2週間程度の研修だったかと思うが、職員が行っている。2名ほど行っている。そういうふうに参加させていただいている。

本間 善和 ぜひとも今小林委員のほうからも話したとおりに、そういう研修を踏ませて、日本下水道事業団というのは、確かに技術日本の最高のレベルなのだけれども、やはりそういうところに研修に行きながら一緒に勉強すると、現場で。そういう職員を育てるという意味でも継続して行っていただきたいと、そう思うので、よろしく願い申し上げます。

下水道課長 今委員からのご指摘、受けとめさせていただく。ただ、下水道事業団については、設立の趣旨が各市町村それぞれやっぱり技術者が年々不足していくという中で、その技術不足を補うためという設立の目的がある。そういう目的で設立された組織であるので、私らとしては、活用させていただくところは活用させていただくということでもちょっと考えている。また、委員からご指摘のあった研修等積極的に参加して、技術者のほうも育成も考えたいと思う。

本間 善和 結構だ。

山田 勉 毎回3億2,100万円ということで、やっぱり入札するときは1社で、お金もやっぱり向こうから幾らだよといって契約するわけか。

下水道課長 入札については、下水道事業団のほうで入札を行う。対象の企業数としては、一般競争入札で30社程度が入る要件でということ考えているようである。

川村委員長 よろしいか。

山田 勉 地元の人はいないのだよね。地元のそういう業者は1社か。

下水道課長 その入札に参加できる要件というのが、まず基本的には当該市町村に本社、本店を設けている企業ということがまず第1になる。村上の場合だと、今この工事に参加できる企業というのが約7社ぐらいあるというふう聞いています。ただ、事業団では、30社程度が参加できる範囲まで広げるとということなので、その圏域の要件を新発田、それから新潟ぐらまで広げたいというふうにお伺いしている。

川村委員長 よろしいか。

山田 勉 はい。

川崎 健二 副市長にお尋ねする。せっかくこうして例えば講習に行って勉強してくるわけだけれども、また人事異動でころころ、ころころかわったのであればあれだから、その講習に行った人はしばらくそっちにいるもので、次の人がちゃんと引き継ぎできるような感じまでそっちのほうにいてもらったらどうなのだろう。

副市長 おっしゃるとおりかと思う。技術のある職員については、どこでもいいというわけでは当然ないわけで、その技術が発揮される職場にいてこそその職員の力が発揮できるわけであるので、その点についても十分考慮しながら人事のほうは進めていきたいというふうに思う。ありがとうございます。

川崎 健二 ひとつよろしく願います。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設課長

それでは、議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。本案は、公の施設の名称、町家広場における指定管理者の指定についてお願いするものである。それでは、指定管理者の指定に係る資料5Pをごらんいただきたいと思う。町家広場の指定管理者となる団体については、上町区をお願いするもので、指定の期間については、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間としている。これまでにおける指定管理者選定委員会での選定までの経緯については、資料に記載のとおりだが、令和元年7月18日開催の第1回選定委員会において、当該施設の概要等について説明をさせていただいたところであり、候補者の選定についての審議をいただいているところである。指定管理者を公募によらない理由については、地域コミュニティの活動拠点として施設の所在区に管理運営をしていただくことが地域の活性化と施設の有効利用につながると考えられることから、公募によらずに上町区を指定管理者として指定をお願いするものである。また、指定管理者となる団体の概要並びに施設管理の運営の提案要旨については、資料に記載のとおりとなっているが、指定管理期間における指定管理料は、無償ということになっている。なお、選定委員会の答申・意見については、申請団体である上町区がこれまで指定管理者として実績も良好であると判断するとともに、このたびの更新に当たり団体及び指定申請書等の内容について了承するとの答申、意見をいただいているところである。以上である。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長

それでは、議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について概要をご説明いたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,450万円を追加し、予算の規模を46億1,170万円にしようとするものである。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明させていただきます。最初に、7P、8Pをお開き願う。歳入

の第5款1項1目繰越金で、前年度からの繰越金1,050万円を計上させていただいた。次に、6款4項1目雑入で、移設補償金400万円を計上させていただいた。後ほど歳出のほうでもご説明いたすけれども、県が行う県道岩船港線松山バイパス工事において、下水道公共ますの移設の必要が生じたための移設補償金である。次に、歳出についてご説明させていただく。9P、10Pをお開きください。第1款1項2目の説明欄1、公共下水道事業施設維持管理経費で修繕料900万円を計上させていただいた。これについては、浄化センター、それからマンホールポンプ等の不時修繕のための費用である。次に、1款2項1目の説明欄1、公共下水道改築更新経費で測量設計等委託料150万円と工事請負費400万円を計上いたした。測量設計等委託料については、荒川地区烏川1ー3号雨水幹線整備事業で、関連いたす新潟県施工の橋梁工事との施工区分について県と協議の結果、河川の状態護岸の施工区分に変更が生じたため、詳細設計成果の修正の必要が出てきた。その委託料分の計上である。次に、工事請負費であるが、先ほど歳入のほうでもご説明したように、県が行う県道岩船港線松山バイパス道路工事において、下水道公共ますの施設の必要が生じたため、その移設工事費として計上させていただいたものである。説明は以上になる。よろしく願いいたす。

(質 疑)

本間 善和

課長、もう一度、ちょっともう一回聞くようで申しわけないのだけれども、この設計委託料の150万円については、橋梁か何かの部分の設計委託料という説明だったと思うのだが、これに伴う工事費というのはどうなるのか。

下水道課長

本間 善和

今年度についてはこの設計委託料までで、工事については来年度ということになる。わかった。了解した。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7

議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（水道局長 山田広良君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。1Pをごらんください。第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の額にそれぞれ1,330万円を追加し、予算の規模を4億8,360万円とするものである。次に、7、8Pをごらんください。歳入で、第3款繰入金、1項1目一般会計繰入金を1,040万4,000円を増額し、第4款繰越金では前年度繰越金を289万6,000円増額するものである。次に、9、10Pをごらんください。歳出では、第1款総務費、1項2目施設管理費では、山形県沖地震による被害を初め、施設の老朽化に伴い水道施設の修繕費用が例年よりかさんでいるため、今後の不時修繕に備え修繕料1,330万円を増額させていただくものである。以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

- 本間 善和 修繕料、今山形県沖の地震等でふえたというお話だが、その山形県沖の地震関連でどのくらいふえているのか。
- 水道 局長 内容といたしては、配水池の修繕を含めほとんどが給水管であるが、道路部分、これについては水道局の修繕範囲となっている。そうした内容で、配水池が4件で、そのほかに合わせて14件ほどの漏水修繕で318万2,000円ほどの金額を予定している。
- 本間 善和 その地震関連で318万円ふえたという格好でよろしいのか。
- 水道 局長 地震関係についてはそのとおりである。
- 本間 善和 当初予算が1,100万円余りの修繕料しか上げていないのだ。そのところで今300万円ふえたと。約1,000万円からの修繕料、地震のほかでふやしたいという意図なのだけれども、そういう意図だろう、今課長の説明では。それで、当初予算の倍額をまた地震なくてもふやすという、何か根拠というのは何なのか。
- 水道 局長 既に今現在で修繕料のほう執行残で98%ほどまで行っているので、予備費対応も含めて今そういう状態になっているので、今後このままでは到底足りないということである。
- 本間 善和 わかった。執行率分かれていたので、結構である。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第130号 平成30年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 下水道課長 それでは、議第130号 平成30年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について概要を説明させていただく。まず初めに、歳入の主なものについてご説明させていただく。決算書の320、321Pをお開き願う。第1款1項1目都市計画下水道負担金についてだが、1節現年度分の収入済額といたしては2,790万2,820円、収入未済額は110万3,660円で、収納率といたしては96.2%であった。1款1項1目2節滞納繰越分の収入といたしては217万3,940円、収入未済額1,217万8,250円、収納率といたしては14.5%であった。また、経済的理由、それから死亡等の事情により63万7,520円を不納欠損している。次に、第2款1項1目下水道使用料だが、総額といたしては6億7,380万2,331円の収入となった。内訳といたしては、2款1項1目1節現年度分の収入額といたして6億7,066万6,657円、収入未済額は223万5,552円、収納率は99.7%であった。2款1項1目2節滞納繰越分については184万5,783円の収入で、収入未済額は198万648円、収納率は44.2%である。また、本人が所在不明などの理由から35万3,874円を不納欠損処理している。2款1項1目3節施設使用料については、浄化センターやポンプ場敷地などの土地使用料といたして128万9,891円の収入となっている。第3款1項1目下水道事業費国庫補助金の第1節下水道事業

費補助金については、補助事業で進めている村上地区の下水道管渠工事や平成29年度からの繰越事業となったストックマネジメント全体計画の策定委託に対する社会資本整備総合交付金で、2億1,268万5,940円の歳入となった。なお、収入未済額の8,420万9,060円については、平成31年度に繰り越しをいたした国道7号沿いの管渠工事、それから荒川処理区における都市計画道路、東大通り線と南中央線の新設事業にあわせ実施することとしている管渠工事、村上浄化センター改築更新工事実施設計作成業務委託分の補助金となっている。次に、歳出についてご説明いたします。324P、325Pをお開きください。第1款1項1目総務管理費から、備考欄で金額の大きなものについてご説明させていただきます。1、公共下水道事業総務管理経費で1款1項1目13節委託料の出納業務委託料については、水道局へ委託している下水道使用料の出納業務委託料といたして1,524万7,504円を支出いたした。同じく委託料で、下水道負担金管理台帳作成業務委託料については、村上地区の負担金賦課に係る台帳整備委託料といたして291万6,000円を支出している。1款1項1目15節工事請負費については、市内全域で25件分の井戸メーター新規設置工事費用といたして164万5,366円を支出している。それから、1款1項1目27節公課費の消費税については、平成29年度の確定申告分と平成30年度中間納付分を合わせて4,346万7,300円を支出している。2、下水道事業排水設備等整備資金預託金については、継続分7件分125万4,000円の預託を行った。また、同額を平成30年度の貸付金収入として収入済みである。3、地方公営企業法適用化事業経費の地方公営企業法適用化支援業務委託料4,170万円については、令和2年4月からの地方公営企業法適用移行に向け、固定資産の調査、評価業務委託の委託料といたして支出したものである。また、公営企業会計システム構築業務委託料563万2,200円については、同じく令和2年4月からの地方公営企業法適用移行に向け、公営企業会計システムの導入費用として支出したものである。次に、第1款1項2目汚水施設管理費だが、こちらは浄化センターやポンプ場など下水道施設の維持管理に伴う経費となる。1、公共下水道事業施設維持管理経費の1款1項2目11節需用費関係では、浄化センターで使用する薬品などの消耗品費を2,661万9,662円、浄化センター、マンホールポンプの電気料などの光熱水費は1億762万7,073円を、修繕料については、各施設の不時修繕126件分といたして2,912万241円を支出いたした。1款1項2目12節役務費については通信運搬費で、浄化センターやマンホールポンプの遠隔監視の電話料などで647万5,751円を支出している。廃棄物処理手数料については、檜原のごみ処理場で汚泥を処分するために要した手数料1,098万4,680円を支出している。次に、1款1項2目13節委託料の施設維持保全業務委託料については、浄化センター、ポンプ場、マンホールポンプなど各施設の運転管理業務委託料といたして3億2,834万8,800円を支出している。その次の設備保守点検業務委託料1,956万6,360円については、村上浄化センターの空調設備点検や朝日、山北の非常通報装置更新業務委託などの委託料を支出したものである。上から4行目の汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、各浄化センターから排出される汚泥の処分、収集運搬業務の委託料といたして7,192万7,368円を支出している。次に、1款1項2目15節工事請負費9,014万8,680円については、浄化センターやマンホールポンプ、管渠などの維持的な修繕工事費といたして30件分を支出したものである。次に、1款1項3目雨水施設管理費については、主に泉町ポンプ場の維持管理経費になる。主なものといたしては、1款1項3目13節委託料のうち、施設維持保全業務委託料487万5,048円で、ポンプ場の保守運転管理

委託料として支出したものである。次に、1款2項1目下水道建設費をご説明いたします。1、公共下水道建設経費の1款2項1目13節委託料の測量設計等委託料1,220万4,000円については荒川処理区、朝日処理区事業計画変更業務委託料を支出したものである。1款2項1目15節工事請負費の3億1,649万4,200円については、管渠整備などの工事請負費を支出したものである。2、公共下水道改築更新経費の1款2項1目13節測量設計等委託料8,143万7,200円については、下水道事業団に委託していたストックマネジメント全体計画策定業務の委託料5,180万円、村上市下水道事業村上浄化センター改築更新工事实施設計委託料1,480万円、マンホール現況調査委託171万7,200円、マンホール修繕改築計画策定委託料459万円などを支出したものである。1款2項1目15節の工事請負費については、県道坂町停車場金屋線拡幅工事に伴う圧送管移設工事やマンホールの調整工事、舗装工事費といたして1,068万3,360円を支出している。3、公共下水道改築更新経費（繰越明許分）の測量設計等委託料については、ストックマネジメント全体計画策定業務の平成29年度委託料及び村上浄化センター再構築基本設計委託料として7,039万円を支出したものである。次に、329Pをお開きください。2款公債費については、元金及び利子で29億1,755万352円の償還を行っている。説明は以上になる。よろしくお願ひいたします。

(質 疑)

本間 善和 課長、ちょっとお伺いしたいのだけれども、維持管理費の中の廃棄物処理手数料、檜原のほうに1億円余りの処理手数料を支払ったという格好になっているわけだけれども、廃棄物処理手数料という、ページ数でいうと325Pの下のほうになる。

(何事か呼ぶ者あり)

本間 善和 そうだね。

(「1,000万」と呼ぶ者あり)

本間 善和 1,098万4,000円、約1,000万円余りの金額を檜原のほうで、これ焼却したと、汚泥をという格好になっていると思うのだけれども、このほかの次のページに行っている汚泥等の収集運搬処分業務委託料という処分業務委託料に7,100万円、これはどこに行っているのか。どんな状態でどこで処理しているというふうにとればよろしいのだろうか、ちょっとお伺いしたいと思う。

下水道課長 檜原で処理し切れなかった分を新潟とかそちらのほうに、あと運搬して処分しているので、その運搬処理手数料ということになる。

本間 善和 課長、府屋浄化センターの管理棟というところのところに、コンポスト化の施設も入っていると思うのだけれども、今はそうするとコンポストとかそういう格好での機械を動かしているという、汚泥を使ってそういう肥料化しているというのは稼働していないということなのだろうか。

下水道課長 今は稼働していない。

本間 善和 これは、将来とも使わないという格好なのか。それとも、たまたま動かしていないという格好でとればいいのか。設備投資はかなりしていると思うのだけれども、今の今後の状況はどういうふうな見通しなのか。

下水道課長 平成27年度からか、ちょっと私らのほうでその施設の見直しを行っていく中で、その炭化施設については、非常に経費がかかるということ、それからちょっとそういうこともあって、停止したという経緯があるように聞いている。今後については、今のところはっきりこうするというふうに決めているわけではないが、今後またス

トックマネジメント計画を進めていく中で、どうするのかということを決めていくことになろうかと思う。

本間 善和 考え過ぎだかもしれないのだけれども、例えば補助金が入っていたりすると大きなちょっと問題になると思うので、その辺のところをよく調べて、補助金の返還なんということが出ないようにひとつ考えていただきたいと、そう思う。これで結構である。

山田 勉 321Pの下水道使用料の滞納繰越分とあるけれども、これ何件ぐらいの滞納。

下水道課長 来年度に繰り越す分ということで・・・

山田 勉 いや、滞納部分ということで、繰り越し分で。

下水道課長 滞納の・・・

山田 勉 繰り越し分。

(「件数」と呼ぶ者あり)

山田 勉 件数、どのぐらいを見ているのか、184万5,783円。

下水道課長 済みません、人数まではちょっと今あれなのだが、964件分(.....部分は13頁に発言訂正あり)である。使用料のほうだよ。

山田 勉 はい。よろしい。

[委員外議員]

高田 晃 1点参考に教えてほしいのだけれども、下水道使用料、平成30年度で6億7,300万円程度上がっているが、懸案だったその下水道料金、水道もそうだけれども、統一化に向けての動きの今の現状、おわかりだったら教えてくれ。

下水道課長 料金統一については、ことしの7月に検討委員会というか、上下水道事業審議会のほうから答申をいただいた。その答申に基づいて、今この関係機関とこれからちょっと協議を進めていきたいと考えている。まだこれから協議いたすので、どのくらいになるかとか、いつからかというのは、今後また詰めていく中で決めていって、ある程度方針がはっきりしたらまた議員の皆様にもご説明が必要かと思っているが、今はまだ審議会のほうから答申をいただいた段階ということである。

川村委員長 よろしいか。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第9 議第131号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(下水道課長 志村 悟君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

下水道課長 それでは、議第131号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について概要をご説明させていただく。初めに、歳入の主なものについてご説明させていただく。決算書の335、336Pをお開きください。第1款1項1目農業集落排水事業分担金についてだが、1節現年度分の収入済額といたしては72万円、収入未済額は12万円で、収納率といたしては85.7%であった。1款1項1目2節滞納繰越分の収入といたしては3万1,000円、収入未済額は40万9,200円、収納率といたしては7.04%であった。次に、第2款1項使用料については、農業集落排水と個別浄化槽の施設使用料といたして、総額で1億8,211万5,657円の収入となった。内訳といた

しては、1目農排施設使用料で、1節現年度分の収入済額は1億8,064万502円、収入未済額は59万7,548円で、収納率は99.7%である。2款1項1目2節滞納繰越分については53万5,255円の収入で、収入未済額は18万4,926円、収納率は74.1%であった。2款1項1目3節施設使用料については、処理場敷地内にある電柱などの土地使用料といたして1万6,500円の収入となっている。2款1項2目個別浄化槽施設使用料については、神林河内集落の分になるが、現年度分で92万3,400円の収入である。次に、第3款1項1目集落排水事業県補助金だが、こちらは朝日地区の蒲萄処理場と高根処理場で長寿命化対策を実施するために必要となる機能診断や機能強化計画策定に係る補助金及び山北地区の中浜処理場の改築更新工事に係る補助金として615万円、それとこれまでに実施してきた集落排水事業の起債償還に対する県の補助金2,816万2,000円を、合わせて3,431万2,000円の収入となっている。それから、平成29年度からの繰り越しとなっていた越沢処理場の改築更新工事に対する補助金1,945万円を含め、総額5,376万2,000円の収入となっている。次に、歳出についてご説明いたす。339、340Pをお開きください。第1款1項1目農業集落排水総務管理費から、備考欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。1、農業集落排水事業総務管理経費で、1款1項1目13節委託料の出納業務委託料については、水道局へ委託している使用料金の出納業務委託料といたして403万9,122円を支出している。1款1項1目27節公課費の消費税については、平成29年度中の中間確定申告分と平成30年度の中間納付分を合わせて1,570万4,300円を支出している。2、地方公営企業法適用化事業経費の地方公営企業法適用支援業務委託料1,542万円については、令和2年4月からの地方公営企業法移行に向け固定資産の調査、評価業務委託料といたして支出したものである。また、公営企業会計システム構築業務委託料214万3,800円については、同じく令和2年4月からの地方公営企業法適用移行に向け、公営企業会計システムの導入費用として支出したものである。次に、第1款1項3目農業集落排水施設管理費だが、こちらは処理場やマンホールポンプなど集落排水施設の維持管理に伴う経費になる。1、農業集落排水事業施設維持管理経費の1款1項3目11節需用費関係では、処理場やマンホールポンプの電気料などの光熱水費で4,709万701円を、修繕料については、各施設の不時修繕92件といたして1,544万9,484円を支出している。1款1項3目12節役務費の通信運搬費は、処理場やマンホールポンプの遠隔監視の電話料などで272万6,438円を支出している。次に、1款1項3目13節委託料の施設維持保全業務委託料は処理場、マンホールポンプなどの各施設の運転管理業務委託といたして9,065万8,794円を支出している。次の設備保守点検業務委託料については、各地区マンホールポンプなどの非常通報受信業務及び受信装置更新業務で1,408万5,576円を支出いたした。次に、汚泥等収集運搬・処分業務委託料になるが、こちらは各処理場から排出される汚泥の処分、収集運搬の業務の委託料といたして4,238万2,216円を支出している。1Pをめぐっていただいて、342P、備考欄で上から2行目の1款1項3目15節工事請負費については、上海府処理場の高速避雷器設置のほか、各処理場やマンホールポンプの維持的な修繕工事5件分といたして1,419万4,440円を支出いたした。1款1項4目個別浄化槽施設管理費の1、個別浄化槽施設管理経費については、神林地区の河内集落の小型合併処理浄化槽の管理経費といたして24戸分で113万9,844円を支出している。次に、1款2項1目農業集落排水建設費の1、農業集落排水改築更新経費、13節委託料の測量設計等委託料については、処理場の長寿命化対策を実施するため、蒲萄処理場の機

能診断業務委託、高根処理場の機能強化計画策定業務委託料、中浜処理場の改築更新工事実施設計委託料といたして1,363万2,840円を支出いたした。2、農業集落排水改築更新経費（繰越明許分）については、平成29年度より繰り越し実施していた越沢処理場の改築更新工事費4,827万4,320円と施工管理委託料378万円を支出したものである。2款公債費については、元金及び利子で8億5,472万6,994円の償還を行った。説明は以上である。

委員長（川村敏晴君）休憩を宣する。
（午前10時58分）

委員長（川村敏晴君）再開を宣する。
（午前11時10分）

川村委員長 冒頭に下水道課長より先ほど山田委員の質疑に対するの答弁に関して、補足説明だろうか。
下水道課長 先ほど山田委員のほうからご質問があった滞納繰越分の件数、私調定件数を答えてしまって、申し上げたのだが、この収納した分184万5,783円に対する件数といたしては491件分であった。大変申しわけない。訂正させていただく。

（質疑）
なし

〔委員外議員〕

高田 晃 また、1点だけ。340P、地方公営企業法適用化に向けた事業があるのだが、これは長年の懸案事業だけれども、来年度からスタートか。
下水道課長 令和2年の4月からスタートになる。
川村委員長 よろしいか。
高田 晃 はい。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第10 議第132号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（水道局長 山田広良君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
水道局長 それでは、議第132号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について概要をご説明いたす。初めに、346、347Pをごらんください。歳入の款別決算額の合計額により説明いたす。予算現額4億430万円に対し、調定額4億658万8,597円、収入済額4億513万2,875円、不納欠損額4万5,421円、収入未済額141万301円である。なお、水道使用料及び手数料は1億6,322万5,959円で、収入の約40%、前年度比1,280万3,435円の減、当初予算比340万4,959円の増である。水道使用料の収納率は、現年度分で99.58%である。不納欠損額について、水道使用料4万5,421円で、内訳は対象者が3人、件数は7件である。また、収入未済額は、水道使用料は

155万658円で、内訳は現年度分は対象者76人、177件で68万3,720円、滞納繰越分は対象者32人、205件で72万6,581円である。また、予算現額に対し83万2,875円の増となっているが、主な要因といたしては、雑入のうち水道施設移設等補償料は減額となったが、水道使用料において平成29年度寒波による使用料増の一部として増額となったことによるものである。続いて、350、351Pをごらんください。歳出の款別決算額の合計は、予算現額4億430万円に対し、支出済額3億9,723万6,629円、不用額706万3,371円となり、歳入歳出の差引額は789万6,246円となっている。不用額については、水質検査委託料の減が主な要因である。続いて、350、351Pをごらんください。歳入の主なものでは消火栓の新設、修繕工事負担金で629万3,704円、水道使用料及び手数料は1億6,322万5,959円で、当初予算比で340万4,959円の増である。また、水道使用料の収納率は、現年度分で99.58%である。また、352、353P、6款市債では、簡易水道統合事業、企業会計整備事業に3,010万円を借り入れた。次に、354、355Pをごらんください。歳出の主なものは、1款1項1目一般管理費では水質検査、メーター検針、検満メーター交換などの管理費及び人件費で5,269万7,113円、施設の電気料、漏水等の修繕、施設維持管理委託等の施設管理費が8,134万342円となった。次に、356、357Pの2款1項1目施設建設費では、主な事業といたして建設改良の委託では送水管、配水管改良の詳細設計4件、建設改良では上山田地区飲料水供給施設の上水道への統合整備関連工事で4件、非常通報設備の設置、水位計等の取りかえ修繕3件、消火栓の取りかえ6基を行った。また、上山田地区飲料水供給施設の上水道への統合整備では、送水管の改良、送水ポンプ場の場内整備を行い、上水道と統合を完了いたしました。また、起債については、元金1億8,073万1,954円、利子3,591万1,104円を償還いたしました。平成30年度末の現在高は22億3,422万8,962円となった。次、最後のページで358Pをごらんください。実質収支に関する調書については、歳入総額は4億513万3,000円、歳出総額が3億9,723万7,000円、差引額は789万6,000円で、実質収支額は789万6,000円となり、翌年度繰り越しいたした。説明は以上である。よろしく願いいたします。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第11 議第133号 平成30年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長(水道局長 山田広良君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長 議第133号 平成30年度村上市上水道事業会計決算認定についてである。概要については、別冊となっている決算書によりご説明いたします。初めに、業務の実績についてであるが、14Pからの決算附属資料のうち19Pをごらんください。給水人口は4万8,921人で、前年度比327人、0.7ポイント減少いたしました。減少の主な理由は、人口の

自然減によるものと考えられる。給水戸数については2万664戸と、前年度に比べて30戸、0.1ポイントの増である。これについては、アパートの増によるものと思われる。給水量は645万4,445立方メートルとなり、対前年度比9万4,923立方メートル、1.5ポイントの増となっている。有収率は86.8%で、4.8ポイントの増となった。続いて、財政状況についてご説明いたします。決算書の1Pからの決算報告書は消費税込みで、5Pからの財務諸表は消費税抜きの金額で表示している。では、1、2Pをごらんください。収益的収入及び支出のうち収入についてである。1款水道事業収益は、決算額11億8,668万5,764円で、予算額に対して2,023万3,764円の増である。なお、飛んで20Pの営業収益のうち給水収益は9億2,403万2,012円である。主な増減の要因といたしては、営業収益で水道料金の基本料金の改定や消火栓設置等の受託工事の増加などにより1,994万1,072円の増、営業外収益で他会計補助金、長期前受金戻入の増などで825万4,540円の増、また市有物件災害共済金による特別利益が23万9,033円の減となったものである。次に、支出は2Pに戻って、1款水道事業費用は、決算額10億5,748万33円で、不用額851万2,967円である。1款1項営業費用については、施設設備の運転、維持管理のほか、水道事業の運営経費である。また、次に20Pの営業外費用については、企業債償還利息である。特別損失は過年度収益修正損で、過年度分に係る水道料金還付金である。なお、収益的収支の明細については、23Pから28Pに掲載している。また、飛び飛びで申しわけないが、3、4Pをごらんください。資本的収入及び支出のうち収入についてである。収入総額は、決算額4億9,829万1,798円で、予算額に対し1億1,625万3,202円の減となった。内訳は、1款1項企業債が4億7,700万円、2項出資金が664万4,000円、2項工事補償金が1,464万7,798円で、予算額に対して減となった主な要因といたしては、村上地区第4次拡張事業の見直しや下水道、他事業との調整による繰り越しなどで事業費が減少したことによるものである。次に、支出についてである。支出総額は決算額9億9,273万2,167円で、内訳は建設改良費が6億7,926万821円、企業債の償還金が3億1,347万1,346円である。建設改良の主なものといたしては、改良事業で配水管建設改良で1,827.2メートルを行い、拡張事業では村上地区第4次拡張事業で、山居山及び八幡配水池の廃止に向けた配水管改良工事を実施いたした。また、荒川地区第3次拡張事業では、老朽化した浄水場の改築更新の工事を実施し、外構を除き完了いたした。繰越額は1,462万1,040円、不用額は2億4,050万8,193円で、建設改良費が不用となったものである。繰り越した事業といたしては、仲間町地内の公共下水道事業に伴う配水管改良工事1件である。なお、資本的収支の不足額4億9,444万369円については、欄外に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減価償却費などの当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填している。また、企業債については、4億7,700万円を借り入れて統合いたした南大平、指合、河内地区簡易水道から3億8,302万2,407円を継承し、あわせて22Pに記載の借入額8億6,002万2,407円となり、3億1,347万1,346円を償還いたした結果、平成30年度末現在の残高は59億3,232万5,266円となった。なお、主な事業については、16Pから18Pに記載のとおりである。また続いて、戻って5Pをごらんください。損益計算書は、経営状況を明らかにするために当年度に得た全ての収益と費用を消費税抜きで記載したものである。当年度純利益は、下から4行目に記載のとおり7,963万4,220円となっている。これに前年度繰越利益剰余金9,069円、その他未処分利益剰余金1,770万1,882円を加えた当該年度未処分利益剰余金は9,734万5,171円となって

いる。8 Pの余剰金処分案のとおり、減債基金積立金の積み立てに4,900万円、建設改良積立金の積み立てに4,800万円、残余の34万5,171円を繰り越すことでそれぞれ処分することといたした。次に、9 Pのキャッシュ・フロー計算については通常業務、建設改良、企業債の借入れ、償還においてそれぞれの現金の流れについて記載している。現金の期末残高は10億3,113万1,729円である。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

- 高田 晃 決算の附属資料19 P、この有収率86.8%、前年比で4.8ポイント上がっているのだけれども、非常に上昇率が増減が増えたのだけれども、これ例年だと、四、五年前だと85%ぐらいだったのだけれども、前年が低かったのか、これ。
- 水道 局長 平成29年度は寒波があつて、その分で水道が大変ふえたわけであるが、年度をまたいで平成30年度に一部入った分で増加したという要因である。
- 高田 晃 そうすると、平成29年度がそういう条件があつて、ちょっとパーセンテージが落ちていたということの理解でいいのだね。
- 水道 局長 平成29年度は、その寒波が年度内に起きたので、平成29年度分は当然ふえたわけだけれども、それについては、やっぱり通常よりは平成29年度としてはふえた状況であつた。
- 川村委員長 水道局長、ちょっと確認だけれども、寒波による水量のふえたというのは、水道管の破裂によるということか。
- 水道 局長 主なものといたして、漏水は水道管の破裂が主なものである。
- 川村委員長 ありがとうございます。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、当委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川村敏晴君）閉会を宣する。

（午前11時36分）